



業種別法務③

製造業についてー2ー

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-12-15赤坂門プライムビル9F

TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560

<https://jwater-group.com/law/>Facebookにて
最新情報をお届けし
ております

今回のテーマは製造業についてです。調達・製造段階やコンプライアンス・ガバナンスについて問題となりやすい典型的なポイントをQ&A形式で説明しています。

03 調達・製造段階の留意点



Q: 下請法はどのような場合に適用されるのでしょうか？

A: 下請法が適用されるかどうかは、契約内容や資本金額によります。

【物品の製造、修理委託の場合】

親事業者

下請事業者

資本金
3億円超資本金
3億円以下(個人含む)

【情報成果物の作成、役務提供委託の場合】

親事業者

下請事業者

資本金
5千万円超資本金
5千万円以下(個人含む)資本金
1千万円超3億円以下資本金
1千万円以下(個人含む)資本金
1千万円超5千万円以下資本金
1千万円以下(個人含む)

Q: 下請法上の義務はありますか？

A: 下請法上の義務は、

- ① 発注書面の交付義務
 - ② 支払期日(役務の提供から60日以内)を定める義務
 - ③ 書類作成・保存義務、④遅延利息(年14.6%)の支払義務
- などが挙げられます。

Q: 金型の製造委託について、発注企業側の留意点はありますか？



A: 金型の製造を下請事業者に委託する場合には、下請法の適用があります。

金型図面などの無償提供その他図面開示の依頼をすることは、下請法に抵触するおそれがあるため、別途適切な対価を支払って買い取ったり、発注内容に金型図面などを含むことを明らかにする必要があります。

下請企業に対して、長期間にわたり実際にはほとんど使用しない金型を無償または不相当な対価で保管させたり、当初想定していないメンテナンスなどを一方的な都合で行わせることも、下請法に抵触するおそれがあります。



Q: 金型の製造委託では、どのような点に配慮したらいでしようか？

A: 特許権や実用新案権、意匠権による保護を受けようとしても、複数の要件を備えることが必要となりますし、最終的に特許権等侵害を立証することは困難です。

著作権についても、設計図面が著作物と認められるかはケースバイケースですし、金型やノウハウそのものは著作権の対象とはなりません。

したがって、知的財産権での保護はあまり現実的ではなく、不正競争防止法上の保護が受けられるように、ノウハウが含まれた金型図面等を営業秘密として管理することが考えられます。

下請法の正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」といいます。

独占禁止法を補完する法律です。

下請法は、取引構造上不利な立場に置かれる下請事業者を保護するために、親事業者に一定の規制を及ぼす法律であるといえます。

☆下請法については、公正取引委員会や経済産業省のWEBページに詳しく記載があるよ。



04 コンプライアンス・ガバナンスについて



Q: 偽装請負とみなされないように注意することはありますか？

A:

- ① 請負会社の労働者に直接業務に関する指示をしない
- ② 業務時に着用する制服などは請負事業主に用意してもらう
- ③ 労働法令に基づく労働者に対する雇用主としての責任は請負事業主が負う
- ④ 業務遂行にあたり、発注者が所有する機械などを請負事業者に使用させる場合は、賃貸借契約を締結し、管理に関する責任分担を定めておく
という点が重要です。



Q: 不祥事が生じた際に会社が行う対応を教えてください。

A:

① 事実調査

証拠の確保、事実調査担当者の選定、ヒアリング、不正関与従業員に対する処分、第三者委員会の設置と公表などを行います。

② 開示、公表、マスコミ対応

不祥事が発覚しても、直ちに開示・公表を行う義務は生じないのが原則です（上場会社の場合、役員・従業員による不正行為が適時開示事由に該当する場合があります。）

③ 取締当局や監督当局への対応

自主的に当局に報告すべきか、いかなる報告内容とし、いかなる証拠を提出すべきかを検討します。調査・捜査に全面的に協力することが重要です。

④ 株主、監査法人などへの対応

対株主では、株主総会での質疑応答や個別問合せ、裁判に発展する可能性があります。

対監査法人では、不祥事の内容によっては上場廃止のリスクに直面しかねないため、有価証券報告書等の訂正等の処理が可能かどうかなどの確認をする必要があります。

Q: 不祥事を予防するためには何が必要か教えてください。

A:

① 不正の芽の発見と対応

内部通報制度の仕組みを機能させる、業務改善を横展開するなど

② コンプライアンスを重視する意識形成

経営陣がコンプライアンスを重視した行動をとる、コンプライアンス違反事例を報告・共有するという意識を定着させるなど

③ 不正の要因の解消

・**不正の機会の解消**: 部署間の牽制や適宜の監査がなされるような体制とし、適宜の人材異動を実施するなど

・**不正の動機の解消**: 売上目標・利益目標の達成や納期の遵守などについて従業員に過度のプレッシャーをかけない

・**不正を正当化させる事情の解消**: データ改ざんなどの不祥事は会社の価値を毀損し、取り返しのつかない結果を招くという認識や、上司の命令であってもコンプライアンスに反する場合は従ってはならないという認識を社内に定着させる

【ESG】

「Environment(環境)」

「Social(社会)」

「Governance(企業統治)」

上記3つの頭文字をとったものです。

国際社会で極めて大きな存在を占める企業が環境問題などを意識し「持続可能な成長」を行わなければ社会全体の持続的な発展・成長はないという強い問題意識に基づくものであり、これはSDGsにも共通します。



【オンラインセミナーのご案内】

☆法務労務セミナー

第3回 知らないでは済まされないハラスメント対応

法務面、人事労務面それぞれの側面から見て、ハラスメントに関して、弁護士と社会保険労務士のそれぞれの立場からご説明いたします。

日時 2024年3月19日(火) 15時～16時

お申し込みは、こちらからお願いいたします
<https://vivit.video/s/136/9iH1UHSN9aXK>



☆ケースで学ぶ、トラブルを防ぐ、労務管理セミナー

5月に実施予定の法務労務セミナー「今からできる、問題社員対応」の予習になるようなセミナーです。実際に問題となった事例の裁判例を中心にご説明させていただきます。

日時 2024年4月18日(木) 15時～15時30分

お申し込みは、こちらからお願いいたします。

